

社会福祉法人 報恩会
役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 報恩会（以下「この法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めること目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。理事長は、月10日以上法人職務を遂行することをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年7月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、第4条第4項に規定する退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」「俸給表」のとおり上限額を定め、評議員会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 常勤の理事に対する役員賞与は別表第2「常勤役員賞与」のとおりとし、その範囲内で配分するものとする。
- 3 常勤の理事に対する退職手当は、別表第3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式より算出された上限額とする。
- 4 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとす

し、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

5 理事において、施設、本部職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。ただし職員給与に加え役員兼任手当として月額5万円を支給する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まったに日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(交通費)

第7条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、その領収書等の支払いの証明できるものをもって支給するものとする。

2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たったとき及び理事会・評議員会に出席したときは、日当とし次の各号に定める額を支払う。なお、支払いは同日現金支給とする。

(1) 役員 3万円

(2) 評議員 1万5千円

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日 施行